

人格権侵害補償特約（看護師特別約款用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、看護師特別約款（以下「特別約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかわらず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4条（保険責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間中に、特別約款第1条（保険金を支払う場合）および施設危険補償特約第1条（保険金を支払う場合）に損害の原因と規定されている事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次に掲げる不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「人格権侵害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損
- ② 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為^(注)に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により、被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動、出版活動に起因する損害賠償責任

(注) 犯罪行為

過失犯を除きます。

第3条（支払限度額）

当社がこの特約により支払う保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1名、1回の事故および保険期間中につき別表に記載する金額を限度とします。

第4条（免責金額）

人格権侵害について当社が保険金を支払う場合には、1回の事故について免責金額を適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 支払限度額

- 1名につき50万円。ただし、保険証券にこの特約の1名限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
- 1事故および保険期間中につき、次の①～②のいずれか低い額とします。ただし、保険証券にこの特約の1回の事故および保険期間中限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
- ① この特約が付帯される特別約款の1事故限度額
 - ② 100万円

初期対応費用補償特約（看護師特別約款用）

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、看護師特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および施設危険補償特約第1条（保険金を支払う場合）に損害の原因と規定されている事由に起因する賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の事故が、普通保険約款第4条（保険責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間中に発見された場合において、被保険者が緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する当社が承認する初期対応費用を負担することによって被る損害（以下「初期対応費用損害」といいます。）に対して、この特約に従って、初期対応費用保険金を支払います。

- ① 事故現場の保存に要する費用
- ② 事故現場の取片付けに要する費用
- ③ 事故状況または原因を調査するために要した費用
- ④ 事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通信費等の費用
- ⑤ 事故が他人の身体の障害^(注1)である場合において、その身体の障害^(注1)について見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額であって、かつ1名につき10万円を限度とし、身体の障害^(注1)を被った者（以下「被害者」といいます。）が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由となされる

給付^(注2)を除きます。なお、原因となる事故の発見の日からその日を含めて1年以内に被保険者が負担した費用に限りです。

(2)(1)に規定する初期対応費用は、被保険者が現実に支出した費用^(注3)であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた費用に限りです。

(注1) 身体の障害

傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

(注2) 社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付名目を問いません。

(注3) 被保険者が現実に支出した費用通常要する費用に限りです。

第2条 (事故の発見)

第1条(保険金を支払う場合)に規定する事故が発見された場合とは、被保険者が事故の発生を最初に認識し、もしくは認識し得た時、または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時^(注)のいずれか早い時点を含みます。

(注) 損害賠償請求が提起されたとき

提起されるおそれがあると被保険者が認識し、または認識し得た時を含みます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた初期対応費用損害に対しては、初期対応費用保険金を支払いません。

- ① 見舞品、見舞金または弔慰金を受け取るべき者^(注)の故意
- ② 保険契約者、被保険者または見舞品、見舞金もしくは弔慰金を受け取るべき者^(注)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 見舞品、見舞金または弔慰金を受け取るべき者^(注)と生計を共にする同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子の行為
- ④ 被害者の心神喪失
- ⑤ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打

(注) 見舞品、見舞金または(もしくは)弔慰金を受け取るべき者被害者を含みます。

第4条 (損害賠償金との関係)

この特約により初期対応費用保険金が支払われた後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この特約により支払われた保険金のうち、被保険者が負担すべき法律上の損害賠償責任部分に相当する額は、普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)①に規定する損害賠償金として支払われるべき保険金に充当します。

第5条 (支払限度額)

この特約により当社が支払うべき初期対応費用保険金の額は、1回の事故について別表に記載する金額を限度とします。

第6条 (免責金額)

初期対応費用損害について当社が保険金を支払う場合には、1回の事故について免責金額を適用しません。

第7条 (普通保険約款等の読み替え)

この特約については、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのを「初期対応費用」と読み替えて適用します。

第8条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

別表 1 事故支払限度額

250万円

施設危険補償特約

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、看護師特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害のほか、特別約款第4条(保険金を支払わない場合)①の規定にかかわらず、被保険者が看護業務を行う施設または設備の所有、使用または管理に起因し、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第4条(保険責任の始期および終期)(1)に規定する保険期間中に、他人の身体の障害または財物の滅失、破損または汚損(以下「事故」といいます。)が発生し、かつ発見された場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「施設損害」といいます。)に対して、保険金を支払います。

第2条 (事故の発見)

特別約款第3条(保険期間と保険責任の関係)および第1条(保険金を支払う場合)に規定する事故が発見された場合とは、被保険者が事故の発生を最初に認識し、もしくは認識し得た時、または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時^(注)のいずれか早い時点を含みます。

訪問看護事業共済会 / < 訪問看護師賠償責任保険 > 個別特約

(注) 損害賠償請求が提起されたとき
提起されるおそれがあると被保険者が認識し、または認識し得た時を含みます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)および特別約款第4条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の新築、修理、改築、取壊し等の工事に起因する損害
- ② 次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害
 - ア. 航空機
 - イ. 昇降機
 - ウ. 自動車^(注1)
 - エ. 施設外における船舶、車両^(注2)もしくは動物
- ③ 給排水管、暖冷房装置、温度調節装置、消火栓、業務用器具もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくははいつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくははいつ出による財物の損害
- ④ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪等に起因する財物の損害
- ⑤ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害

(注1) 自動車
原動機付自転車を含みます。

(注2) 船舶、車両
自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

第4条 (支払限度額)

- (1) 当社が、施設損害について1回の事故および保険期間中につき支払うべき保険金の額は、別表に記載の額を限度とします。
- (2) 当社は、施設損害を保険証券記載の支払限度額に加算して支払うものではありません。施設損害は損害の一部であり、普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)が適用されるものとします。

第5条 (免責金額)

施設損害について当社が保険金を支払う場合には、1回の事故について免責金額を適用しません。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 支払限度額

身体障害(1事故/保険期間中)	5,000万円/1.5億円
財物損壊(1事故)	50万円